

令和2年第6回

美里町農業委員会定例総会議事録

第6回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 令和2年6月25日(木) 午前10時00分から午前10時34分
- 2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール
- 3 出席委員(15名)

| | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 小野 保裕 | 2番 後藤 幸太郎 | 3番 大崎 幸信 |
| 4番 我妻 卓美 | 5番 古内 世紀 | 6番 久道 雄悦 |
| 7番 大友 重善 | 8番 佐々木幸一郎 | 9番 佐々木 裕一 |
| 10番 遊佐 恭一 | 12番 尾形 司 | 13番 鈴木 幸博 |
| 14番 福田 なほ子 | 15番 邊見 勝寿 | 16番 伊藤 恵子 |
- 4 欠席委員(1名)

| |
|-----------|
| 11番 柴山 真二 |
|-----------|
- 5 報告事項
 1. 農家相談日について
 2. 農用地の形状変更届出について
 3. 非農地証明願について
- 6 議事
 - 第1号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する
法律第19条第3項による意見について
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の許可について
- 7 その他連絡・報告事項
 1. 令和2年6月事業報告について
 2. 令和2年7月事業予定について
 3. その他
- 8 農業委員会事務局職員(1名)

| |
|------------|
| 事務局長 菊地 和則 |
|------------|

9 会議の概要

事務局

定刻になりましたので、ただいまより令和2年第6回美里町農業委員会総会を開会いたします。

今月総会は、美里町新型コロナウイルス感染症対策本部の方針により、5月総会と同様の措置をとらせていただきますので、よろしくご理解とご協力のほどお願いいたします。

また、総会の冒頭での会長挨拶は省略しますので、重ねてご理解とご協力のほどお願いいたします。

議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、これより令和2年第6回美里町農業委員会総会を開催いたします。

議長

本日の出席委員は、11番柴山真二委員が所用により欠席のため15名ですが、農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

議長

次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条第1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。

8番佐々木幸一郎委員、9番佐々木裕一委員のお二人をお願いいたします。

議長

それでは、報告事項に入ります。農家相談日について、6月5日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告願います。

遊佐恭一委員

それでは報告します。農家相談は6月5日、202会議室で行いました。邊見職務代理と佐々木裕一委員、そして私、遊佐の3名で対応いたしまして、相談件数は2件でした。

1件目は、●●地区●●にお住まいの●●●●さんで、●●地区に所在する農地を売りたいということで相談に見えられました。いろいろな話をしまして、まずは売りたい農地に隣接する農地の所有者に相談してみてもどうかということの助言をしました。

2件目は●●地区●●にお住まいの●●●●さんという方で、現在、農用

地利用集積計画で利用権設定している農地が、来年で満了となるため、これを農地中間管理事業に切り替えたいということでの相談でした。対応といたしましては、現在貸し手である農地の所有者と協議し、農地中間管理事業に切り替えたい旨を説明した上で、貸し手の同意を得てから更新手続きをするように指導いたしました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、報告事項2番、農用地の形状変更届出について、既に皆様には総会資料をお配りしておりますので、一読されたと思いますので、先ほどの事務局長の開会宣言の中にもありましたように、美里町新型コロナウイルス感染症対策本部の方針により、事務局の朗読は省略させていただきます。

6月12日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

尾形司委員

それでは報告します。

農地調査委員会は今月から柴山真二委員と私尾形の2名が担当し、伊藤会長、邊見会長職務代理者、事務局から菊地事務局長、高橋事務局次長の計6名により6月12日金曜日に現地調査を行いました。本日、委員長である柴山真二委員が欠席されたため、私が現地調査についての報告をいたします。

番号16について、現地は●●●●地区の●●●●に位置しております。届出のあった農地の面積は409平方メートルで、現地調査の際は土盛り工事をされていまして。完了後は露地野菜の栽培が行われる予定ですので、特に問題はないと確認してきました。

以上であります。

議長

ご苦労さまでした。

ただいま報告事項2番について、農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、報告事項3番、非農地証明願について、報告事項2番同様、事務局の朗読は省略し、直ちに農地調査委員会の担当委員より調査結

果についての報告をいただきます。

尾形司委員

それでは報告いたします。

番号6につきましては、現地は●●地区の●●●●に位置しております。地目は畑ですが、所有者の自宅や物置等が建っており、非農地化して20年以上経過していることから、現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

以上であります。

議長

ご苦労さまでした。

ただいま報告事項3番について、農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして議事に入ります。

第1号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

今月総会では、農地中間管理事業について現行方式と一括方式、2つの方式が混在するため、最初に一括方式から審議いたします。

先ほどの各報告事項についてと同様、事務局による朗読は省略し、委員皆さんは総会資料はお目通しされたと思いますので、第1号議案、農用地利用集積計画書審議についての議案番号247について、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案、農用地利用集積計画書審議についての議案番号247について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

続きまして、第1号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題とい

たします。こちらの議案では、先ほどの農地中間管理事業一括方式のみに対し、農地中間管理事業の現行方式を含む審議となり、従来どおりの審議となります。ただし、事務処理整理上、議案番号は一括方式の続きとしますので、ご了承願います。この第1号議案、農用地利用集積計画書審議について、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 第1号議案、農用地利用集積計画書審議についての議案番号248番から256番までの9議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

第1号議案、農用地利用集積計画書審議については、農地中間管理事業一括方式の1議案を含む10議案全て賛成ですので、原案どおり許可として町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第2号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。第1号議案同様、事務局による朗読は省略し、議案番号88番から92番までの5議案についての審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号88番から92番までの5議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

第2号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見については、5議案全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付

し、農地中間管理機構に書類を進達いたします。

議長

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

第2号議案同様、事務局による朗読は省略しますが、6月12日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、議案番号15について、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

尾形司委員

それでは、報告いたします。

番号15について、現地は●●●地区の●●●●に位置しております。転用目的は建売住宅建築と宅地分譲のための造成で、農地区分は都市計画用途地域になることから第3種農地と判断いたしました。特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、議案番号15について審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第6回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和2年 月 日

会 長

署名委員 8番

署名委員 9番